

令和6年度第3回十日町市地域公共交通活性化協議会（書面協議）の説明資料

今回の協議は、予約型乗合タクシー「真田線」の営業区域の一部廃止について、承認を伺うものです。

1 「真田線」の概要

運行内容	鉢第二地区、中手地区、中平地区、名ヶ山地区及び樽沢地区と市街地間を予約状況に応じて運行
運行日	月・水・金曜日 ※祝日、12/30～1/3は運休
1日当たり 運行便数	4便（集落→市街地：2便、市街地→集落：2便）
運賃	400円（片道） ※集落から吉田公民館までは200円 ※中学生以下及び障がい者手帳保持者などは半額

（参考：予約型乗合タクシーとは）

- ・ 決められた運行日時・運賃で、決められた停留所と停留所の間を運行
- ・ 利用に当たっては、1週間前から前日までに事前予約が必要
- ・ 1つの便に複数の利用者から予約があった場合、乗り合って運行

2 廃止する営業区域

鉢第二地区

※別添「区域図」を参照

3 廃止する理由

- ・ 令和5年度まで、鉢第二地区においては、市街地への移動手段である路線バス鉢線が地区内に発着しなくなる冬期間の11月1日から3月31日までの間に限り、予約型乗合タクシーを運行していました。
- ・ 令和6年度より、市営バス吉田線の運行が開始され、11月1日から3月31日までの間を含め、鉢第二地区と市街地間を通年で運行しているため、予約型乗合タクシーの営業区域から鉢第二地区を廃止します。

（市営バス吉田線の概要）

運行日	月～金曜日 ※土・日・祝日、8/13～16、12/29～1/3は運休
1日当たり 運行便数	10便（集落→市街地：5便、市街地→集落：5便）
運賃	200円（片道） ※中学生以下は無料、障がい者手帳保持者などは半額

4 廃止による影響

市営バス吉田線の運行開始により、予約型乗合タクシーを廃止した場合でも、鉢第二地区の住民の移動手段は確保されているため、廃止による影響はありません。

5 廃止時期（予定）

令和6年11月1日

区域図

